

## 平成20年4月から、健康診査・保健指導の 制度が新しくなります！

どんな  
こと？

- \*それぞれの医療保険者が責任を持って保険加入者の健康診査・保健指導を実施することになります。  
扶養家族の方も加入保険が健診を決めることになります。
- \*健診の内容も少し変わり、呼び方も「基本健康診査」から「特定健康診査」に変わります。

### Q 今までと何が違うのですか？

- A** それぞれが加入している「健康保険」の種類によって健診を受ける場所や内容、料金が違ってきます。  
加入している医療保険者から「健康診査の受診券」や「お知らせ」等が送られてきますので**大切に保管しておいてください。**  
**「受診券」がないと健診を受けることができません。**  
(「受診券」は健診を受ける資格のある方かどうかを確認する大切なものです。)  
◎『医療保険者』とは「こくほ：国民健康保険」「〇〇〇共済組合」「社会保険」「政府管掌保険」などがあります。

### Q 75歳以上の保険が新しい保険に変わるそうですが、「健康診査」は どのようなになるのですか？

- A** 平成20年4月から全員「後期高齢者医療制度」へ移行され、新たな「保険証」が交付され、「健康診査」についても上記と同様の流れとなり、「後期高齢者広域連合」から「受診券」が送られてきます。

### Q 新しい「健康診査」の内容はどう変わるのですか？

- A** 「メタボリックシンドローム」（内臓脂肪型肥満）の該当者や予備軍をみつけて改善し、「生活習慣病」を予防することに重点を置いた健康診査内容になります。そのため、今まで行ってきた検査項目が、一部選択になる等、少し変更になる予定です。

### Q 「がん検診」はどうなるのですか？

- A** 「がん検診」（肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん）は今までどおり保険の種類に関係なく受けることができます。

お問い合わせ：鏡野町役場保健課 ☎（0868）54-2025

\*次号第2回目には、「特定保健指導」等についてお知らせする予定です。